

## 長崎県情報政策課広報媒体広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県総務部情報政策課が所管する広報媒体に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 広告掲載は、民間企業等との協働により県の新たな財源を確保し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広報媒体とは、長崎県グッドサイト～経路検索&地図情報検索&生活情報サービスをいう。
- (2) 広告とは、広報媒体に広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、種類、規格及び枠数については、情報政策課が別に定めるものとする。

### (広告の掲載範囲)

第5条 次の各号に掲げる業種又は事業者にかかる広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はそれに類似するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博、ギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関から指名停止等の不利益処分を受けているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 県税の滞納があるもの
- (16) その他、広報媒体に掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの
- (5) 意見広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害なもの
- (9) その他、広報媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

3 前2項に定めるもののほか、広報媒体への広告掲載基準は、情報政策課が別に定めるものとする。

( 広告の募集及び掲載内容の審査 )

第6条 広告の募集は、広報媒体により公募するものとする。

- 2 情報政策課は、この要綱に基づき、広告主を選定し、掲載内容を審査するとともに、広報媒体に掲載する広告を決定しなければならない。
- 3 情報政策課長が必要と認めるときは、関係所属や外部専門家の意見を求めることができる。

( 広告掲載の優先順位 )

第7条 第4条で定める枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合の優先順位の決定方法は、情報政策課が別に定めるものとする。

( 広告原稿の作成及び提出 )

第8条 広告主は、情報政策課の決定を得た広告の原稿を第4条の規定に基づいて作成し、原則として広告掲載開始日から起算して5日前までの情報政策課が指定した日までに、電子メール又はCD-ROM等の記録媒体により情報政策課に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する費用は、広告主の負担とする。
- 3 情報政策課は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

( 広告掲載料 )

第9条 広告掲載料は、情報政策課が別に定めるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、原則として広告掲載開始日前日までの情報政策課が指定した日までに、情報政策課が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

( 広告主の責務 )

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

( 協議 )

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、情報政策課及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

( 裁判管轄 )

第12条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

( その他 )

第13条 この要綱に定めるもののほか、情報政策課が所管する広報媒体への広告掲載の取り扱いに関して必要な事項は、情報政策課が別に定めるものとする。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。